

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

公表日:令和3年12月1日

事業所名: HOPEおおしお

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	新型コロナウイルス感染症対策も含め、支援内容や利用人数によって密集しないように部屋を配置しています。	なされている。	子どもがより安全に取り組みるように、活動内容によっては、広い部屋に移動し接触など事故がないように配慮していきます。
	2 職員の適切な配置	基準の人数は確保しています。	なされている。	個別支援を行う際や時間帯によっては、人員を考える等の工夫をしていきます。
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	利用者に応じた設備を整えています。情報伝達については、ボードやカードを用いて確認できるようにしています。	概ねなされている。	引き続き、個別に応じた視覚提示や安全面に配慮した設備を整えていくようにします。
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	毎日清掃を実施し、空気洗浄機も活用しています。また、定期的に療育グッズ等の入れ替え、消毒を行っています。	なされている。	細かい部分の消毒等を行ったかどうかの確認ができるように、衛生管理チェック表をつけていっています。
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	日々の業務の改善点を会議等の場を通して聞き取り、実践できることから取り組んでいます。		日頃から職員同士で話しやすい職場環境を心がけています。また、積極的に意見交換できる場を設けていくようにします。
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	昨年度に第三者による外部評価を実施し、そこで指摘を受けた箇所を中心に改善を図っています。		月に一度内部監査は行うことで、より良いサービスの質の向上を目指していきます。
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	コロナ禍ということもあり、オンラインでの研修が増えたが、積極的に外部研修に参加しています。また、事業所内でもテーマを決めて行っています。		事業所の強みを出していくために、職員それぞれがスキルアップできる研修を行っていくようにします。
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	保護者との懇談、日々の子どもの様子を通してニーズを分析し、支援内容を考えて計画を作成しています。		相談支援事業所や他事業所と情報交換を行いながら、定期的なモニタリングを実施し、計画を作成していくようにします。
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせ合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	個々のニーズに合わせて、個別・集団活動の支援内容を作成しています。同時に、個別での支援を集団に繋げられるように意識しています。	なされている。	個別と集団活動のバランスを考えると同時に、保護者と確認しながら進めていくようにします。
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	個別支援計画に記載しています。		子どもの課題だけではなく、強みにより着目した支援内容を記載していくようにしていきます。
適切な支援の提供(続き)	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	支援会議を通して、計画に沿った支援が実施されているか確認することで、支援の見直しを行っています。	実施されている。	支援の方向性を揃えていくために、日頃から個々の子どもの状況について話をしていく場を設けていきます。
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	職員間で、個々に合わせた活動プログラムを話し合っ決めていきます。また、様々な体験ができるように、季節に応じた活動を取り入れています。		活動内容が重複しないように配慮していきます。同時に保護者からの要望も聞いて、支援内容を考えていきます。
	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	基本的に平日に行っています。休日、長期休暇を利用して、活動内容や支援時間に変化を持たせる等しています。	実施されている。	事業所の支援により満足してもらうために、定期的に保護者からの聞き取りを行うことで、質の高い支援ができるようにしていきます。
	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	短期間で同じプログラムが重ならないように、意識して内容を変えています。		子どもの負担にならないように、スモールステップで内容を変化させながら、活動の幅が広がるように工夫していきます。
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	ミーティングを通して、活動内容や流れを確認しています。変更があった場合は、その都度職員同士で声を掛け合っ、支援がスムーズにいくようにしています。		職員全員が共有できるように、申し送り等は日報に記載して、確認の徹底を図っていきます。
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	必ず振り返りを行い、各職員が気付いた点を話し合っ、職員間で共有をしています。		職員間の共有により、支援の方向性の確認を行っています。また、個々の子どもの様子を記録に残すことで、次の支援に繋げていきます。
	10 日々の支援に関する正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	支援終了後に、その日の記録の誤字脱字チェックを行うと共に、子どもの様子や変化に気づけるように努力しています。		通所記録・日報の内容や職員からの報告を通して、今後の支援方針について話し合い、支援の改善をしていきます。
11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	定期的なモニタリング実施はもちろんのこと、必要に応じて保護者から話を聞くようにしています。その際に、計画の見直しを行っています。		状況に応じて、相談支援事業所や他事業所との支援者会議を開いて、計画の中身の精査をしていくようにします。	
(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	現場の職員の意見をまとめて、児童発達支援管理責任者が参画しています。		子どもにとって必要な関係機関(学校や病院等)も交えての会議を行っていきます。
	2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	現在、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもの利用はありません。		今後利用があった際には、各関係機関と連携した支援を実施していきます。
	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	現在、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもの利用はありません。ただ、薬の服薬がある子どもの主治医とは、連絡を取り合っ状況を理解して支援にあたっています。		必要に応じて、定期的に医療機関と連携がとれるように、日頃から連絡体制を整えていくようにします。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
関係機関との連携	4 児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間の支援内容等の十分な情報共有	現在通っているこども園等とは情報共有の場をもち、保護者には、入学予定の小学校に関する情報を伝えています。また、当事業所の放課後デイサービスの説明会を行っています。		当事業所の見学を積極的に受け入れ、利用者の様子を見てもらうことで、情報の共有を図っていきます。
	5 放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供	支援会議を開いて、これまでの支援内容を伝えるだけでなく、移行までにどういった準備が必要かを話し合っています。		円滑な移行支援ができるように、就労移行支援等の障害福祉サービス事業所について、職員全体で理解することに努めています。
	6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	児童発達支援管理責任者が中心に行っていますが、現場職員までは行っていないのが現状です。		受講した研修内容を事業所内で共有し、職員の資質向上に繋げていくようにします。
	7 児等発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	コロナ禍ということで難しい状況にあり、交流の機会は持てていません。	現段階ではなされていない。	今後は、交流方法や活動の機会を考えていくようにします。
	8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	現在は実施できていません。今後、検討していきたいと思っています。	現段階ではなされていない。	事業所に招待できるような活動内容を企画し、案内していきたいと考えています。
保護者への説明責・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	契約時に保護者と一緒に読み合わせを行っています。また、不明な点が出てきた場合は、契約後も説明を行っています。	なされている。	保護者に安心して事業所を利用してもらえるように、引き続き丁寧に説明をしていきます。
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	アセスメントに基づいて立てた支援内容を、計画書を提示しながら説明を行っています。	なされている。	計画書の提示はもちろんのこと、支援内容について質問があった際には、細かく説明していきます。
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	ペアレント・トレーニング自体は行っていません。ただ、利用時以外にも保護者が相談しやすいような環境づくりに努めています。	ややなされている。	ペアレント・トレーニング支援の講習会・研修を検討していきます。
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	利用時に子どもの状況確認すると共に、必要に応じて電話や懇談を通して、共通理解に努めています。また、頑張り表等を作成して、事業所と家族間で子どもの課題について共有が図れるようにしています。	なされている。	通所記録を通して様子は伝えているが、その内容だけで十分に伝わっていない時には、口頭や電話で詳しく説明していくようにします。
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	相談依頼があった際には、出来る限り速やかに対応しています。内容によっては、職員間で話し合いを行ってから、助言しています。	なされている。	相談内容が当事業所だけで解決しない場合は、関係機関に連絡を取ったり、必要な機関を保護者に紹介できるようにしていきます。
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	不定期ではあるが、保護者会は開催しています。また、保護者同士が連携取りやすいように、少人数で行っています。	ややなされている。	利用時間の前後に保護者同士が話できるような場を設ける等の工夫をしていきます。
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	契約時に苦情申出書を手渡したり、苦情対応体制について説明をしています。そして、苦情・要望があった場合には、速やかに対応しています。内容に応じては、法人内でも話し合うようにしています。	なされている。	保護者が意見・要望を出しやすいように、日頃から信頼関係を築いていくようにします。
	8 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	絵カードやタイマー等を用いたりして、子どもが理解しやすいように工夫しています。同時に、保護者に対しても必要な配慮をしています。	なされている。	個々に応じた対応をできる限り行っていきます。
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	毎月会報を発行しています。活動内容や行事予定を伝えています。また、ホームページでもブログで活動報告をしています。	なされている。	会報の内容については、保護者からも意見を聞いていき、できるだけ保護者の知りたい情報を載せていくようにしていきます。
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	契約時に、保護者には秘密の保持についての説明し、職員には個人情報規定についての研修を行っています。また、個人情報の取り扱いについて同意書を得ています。	なされている。	引き続き、個人情報の取り扱いには十分注意を払っていきます。
非常時等の対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	各種マニュアルについては、年度初めに職員に研修をして周知を図っています。保護者には、非常時の避難を示す、引き渡しカードを配布しています。	なされている。	年度末にマニュアルの見直し、修正を行います。
	2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	火災と地震を想定した避難訓練を年に2回に実施しています。	なされている。	訓練はもちろんのこと、家庭でも日頃からのような備えが必要かということも具体的に伝えていきます。
	3 虐待を防止するための職員研修機会の確保等の適切な対応	研修には積極的に参加し、学んだ内容を他の職員にも伝える等して職員間で共有しています。同時に、日頃の支援が適切かどうかを随時話し合っています。		来年度は去年受けた職員以外の職員で受講し、全職員が研修を受講できるようにしていきます。
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	現段階で、身体拘束をやむを得ず行う可能性がある子どもの利用はありません。		今後利用があった際には、職員間で身体拘束の適切な理解の共有を図っていきます。
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	利用者に応じたアレルギー反応の症状を職員全体に周知しています。		より適切な対応ができるように、必要に応じて医師とも連携をとっていくようにします。
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	ヒヤリハット報告書を作成し、その内容について会議等で話し合い、職員が周知できるようにしています。		ヒヤリハットが起りやすい時間帯、場所等を検討し、対応策を考えて以前よりも件数が減るように努めています。